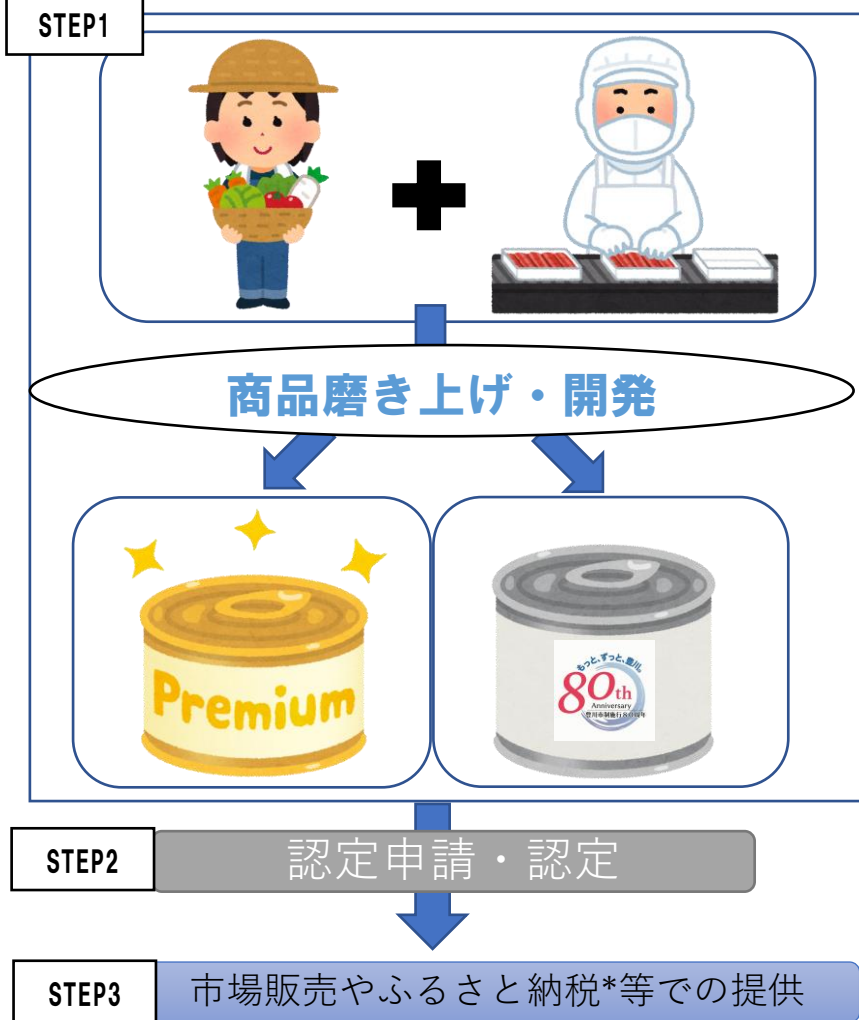


# ふるさとと産品発信事業

## ○ ふるさと産品発信事業イメージ



### 申請要件（(1)、(2)の両方の要件を満たすこと）

- (1)とよかわ応援寄附金返礼品協力事業者であること
- (2)以下のいずれかに該当する返礼品であること（いずれも一定数以上の提供が可能なこと）
  - ①新商品であること
  - ②既存の商品を改良・磨き上げたものであること（例：他社とのコラボ、味付けの変更等）
  - ③本市に寄附する物品であること

### 認定後の支援

- ・80周年記念ロゴ（データ形式（PDF,jpeg,ai））を提供（シール等での提供は行いません。）
- ・（返礼品として認定された場合）ふるさと納税ポータルサイトでのPR等

### 事業の流れ

- ①新商品を開発、②既存商品を改良・磨き上げに該当（※個別にご相談ください）

STEP1 ふるさと納税返礼品として、市へ認定申請  
↓  
ふるさと納税返礼品として、市が認定

STEP2 80周年コラボ商品等として、市へ認定申請  
↓  
80周年コラボ商品等として、市が認定

STEP3 80周年コラボ商品等を市場販売やふるさと納税等での提供  
※80周年記念事業での配布、市場での販売やふるさと納税（令和6年3月31日まで）等での提供が可能です。

- ③本市への寄附に該当（※80周年事業PR配布等を念頭に、一定数以上の個数でお願いします）  
上記STEP2のみ

\*ふるさと納税返礼品として提供できる商品は、地場産品基準に適合するものに限る。

\*80周年記念ロゴのついた商品の販売は、令和6年3月31日までです。